

富士市番号発券機システム更新事業
業務委託プロポーザル実施要領

令和8年7月

富 士 市

市民部 市民課

1 目 的

富士市（以下「市」という。）では、手続き状況の集計、窓口の混雑状況をウェブサイトでの確認可能な発券機システムを導入し運用している。

現行機器の契約期間満了に伴い、データ活用及び予約機能を有した発券機システムを導入することにより、窓口サービスの改善や待ち時間の可視化、平準化等の更なる市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

富士市番号発券機システム更新事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「富士市番号発券機システム更新事業業務委託に関する仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

なお、仕様書に記載している内容は現時点で想定される仕様であり、目的を達成するために異なる仕様の提案を排除するものではない。ただし、仕様書と提案内容の相違点を明確にすること。

(3) 履行期間

① システム導入構築及び機器購入業務：契約締結日から令和9年1月31日まで^{※1}

② システム運用に係る保守業務等^{※2}：令和9年2月1日から令和14年1月31日まで^{※3}

※1 機器に必要な設定作業を含んだ期間とし令和9年2月1日から稼働できるものとする。

※2 保守については別途契約を締結するものとする。

※3 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(4) 提案上限額

① システム導入構築及び機器購入に係る費用 15,823,170円（税込）

② システム運用に係る保守費用 48,708,000円（税込）

なお、本プロポーザルの実施に関しては、優先交渉権者の企画提案内容の全てをそのまま実施することを約束するものではなく、市と優先交渉権者で協議の上、決定する。

また、本業務契約後の実際の業務内容や進め方については、随時、市と契約者として協議し決定するものとする。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式による随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）とする。

4 問合せ先及び各種書類の提出先

(1) 担当部署 富士市市民部市民課（市庁舎2階）

(2) 担当者 戸籍住民担当 うつのみや みぞろぎ くりた 宇都宮、三尋木、栗田

(3) 所在地 〒417-8601 静岡県 富士市 永田町1丁目100番地

- (4) 連絡先 (電話) 0545-(55)-2749
(FAX) 0545-(53)-3064
- (5) 電子メール shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から優先交渉権者決定の日までの間において、次の要件の全てを満たすものとする。なお、事業のすべてを再委託することは認めない。

- (1) 公告日時点で、令和8・9年度富士市入札参加資格を有していること。なお、本公告日時点において参加資格を有していない者については、入札参加資格申請をし、プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに受理を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行できること。
- (7) 次のア～オに掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 令和7年度末時点で、地方公共団体にて番号発券機システムを導入した実績があること。

6 スケジュール

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

期限等	項 目
令和8年7月27日（月）	プロポーザル募集要領の公告
令和8年7月27日（月）	参加申込書受付開始
令和8年7月31日（金）	参加表明及び企画提案に係る質問書提出期限
令和8年8月4日（火）	質問に対する回答
令和8年8月7日（金）	参加表明書等提出期限
令和8年8月10日（月）	参加資格確認結果通知（電子メール）
令和8年8月27日（木）	企画提案書、参加辞退届提出期限
令和8年9月上旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和8年9月上旬	最終審査結果通知・協議
令和8年9月中旬	契約締結
令和9年2月1日（月）	新システム稼働開始

7 参加表明及び企画提案に係る質問の受付及び回答

本業務のプロポーザルに係る質問及び回答については、下記のとおりとする。なお、質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けないものとする。

- （1）受付期間 令和8年7月27日（月）から同年7月31日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時までとする）。
- （2）受付方法 「参加表明及び企画提案に関する質問書（様式1）」に記入のうえ、電子メールで送信すること。メール件名は【富士市番号発券機システム更新事業業務委託質問書】とすること。また、質問書を送信した場合は、翌開庁日までに事務局に電話にてその旨を連絡すること。
メールアドレス及び電話番号は、上記「4 問合せ先及び各種書類の提出先」に記載のとおり。
- （3）質問回答日 令和8年8月4日（火）
- （4）回答方法 回答日の午後5時15分までに富士市ウェブサイトに掲載する。
- （5）その他 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正として取り扱うものとする。質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

8 参加表明書等の提出

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、下記に記載の書類を提出し参加申し込みを行う

ものとする。

- (1) 提出期間 令和8年7月27日（月）から同年8月7日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出先 富士市役所市民部市民課（市庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日を除く。）または郵送（提出期限まで必着のこと。また、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。）
- (4) 提出書類（指定の様式による）

No.	提出書類	様式	提出部数	備 考
1	プロポーザル参加表明書	様式2	1部	代表者印
2	会社概要書	様式3	1部	
3	財務諸表	—	1部	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書
4	実績調書 ※	様式4	1部	
※ 実績の証明ができるもの（押印済みの契約書の写し等）を1部提出すること。その場合、 <u>契約者が証明できる部分及び仕様書のみとし、約款等は不要。</u>				

9 参加資格要件の審査結果通知

参加表明者には、本プロポーザルの参加資格の確認通知を令和8年8月10日（月）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年8月12日（水）から同年8月27日（木）までの午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出先 富士市役所市民部市民課（市庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日を除く。）または郵送（提出期限まで必着のこと。また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。）
- (4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書（後述の指定に基づくこと）	任意様式	正本1部、副本9部
2	参考見積書及び内訳書 ※	様式5-1 様式5-2 内訳書 任意様式	正本1部、副本9部
※ 本業務に係る経費を、参考見積書及び内訳書ともシステム導入経費とシステム運用保守経費に分けて明示すること。			

(5) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ② 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めない。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。

- ④ 提出された企画提案書等は審査等の過程において複製することがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、富士市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示することが考えられる。
このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は極力含まないよう留意し、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等の適切な措置を講じること。
- ⑥ 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて、市より疑義事項の照会を行うことがある。

11 プロポーザル参加辞退届書の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式6）」を持参または郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年8月27日（木）午後5時
- (2) 提出先 富士市役所市民部市民課（市庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）または郵送（提出期限まで必着のこと。また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。）

12 企画提案書の作成にあたって

- (1) 企画提案書の記載項目
別紙1「企画提案書記載項目」のとおりとする。
- (2) 留意事項
 - ① 企画提案書は任意様式とし、原則A4判横向き、長辺綴じとする。A3判を使用する場合は、Z折りとし綴じこむこと。
 - ② 両面印刷で50ページを限度とする（25枚。表紙、目次は含まない。）
 - ③ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - ④ ページ番号を入れること。

13 選定方法

- (1) 審査方法
審査委員会において、別紙2「評価基準書」に基づき、事業者から提出された企画提案書及び提案プレゼンテーションの評価・採点を行い、合計得点が高い順に最優秀提案者（優先交渉権者）と優秀提案者（次点候補者）を選定する。
なお、合計得点が同点となる者が2者以上あるときは、見積金額の合計が低い提案者に決定するものとする。なお、見積金額も同額であった場合は、委員の表決をもって選定する。
- (2) 提案プレゼンテーション
提案者による提案プレゼンテーションを実施する。なお、本プレゼンテーションにおいて、提出書類の内容と著しく異なる事実が判明した場合は、失格又は減点することがある。
提案プレゼンテーション実施概要は以下のとおり。
 - ア 日時 令和8年9月上旬頃（予定）

※詳細は、参加資格要件の審査結果と共に通知する。

イ 場所 富士市庁舎（市指定場所）

ウ 人数 5名以内

エ プレゼンテーション及びヒアリング時間

- ・提案者からの説明時間として30分以内
- ・富士市からの質問時間として15分以内

オ 提案内容の説明

- ・提案書等の内容を提案書に沿って説明すること。また、説明者は実際に事業を担当する者を含むものとする。

カ 機器類の準備

- ・プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、市が準備する。その他の必要な機器（パソコン、ケーブル）は、提案者が用意すること。

＜使用できるプロジェクター＞エプソン社製 EB-990U

【入力端子】 HDMI / D s u b 1 5 ピン / オーディオ（ピンプラグ）

キ 特記事項

本提案プレゼンテーションは、非公開とする。

（3）結果通知及び公表

審査結果については、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和8年9月上旬、電子メールにて通知する。併せて、最終選定結果の公表を富士市市民部市民課ウェブサイトにて行う。

（4）その他

待機場所（会議室等）の確保の理由から、指定時刻1時間前から10分前までの間に来庁すること。

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けないこととする。

14 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- （1）提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- （2）提出書類に虚偽の内容を記載したとき。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
- （3）「5 参加資格等」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- （4）見積金額が提案上限額を超えたとき。
- （5）この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求める等、公正な協議が困難と認められる場合。

15 提案プレゼンテーションによる選定後における辞退

提案プレゼンテーションにおいて優先交渉権者に選定された者が契約を辞退した場合には、次点候補者を優先交渉権者とする。

なお、協議又は契約を辞退した優先交渉権者に正当な理由が存在しなかった場合は、「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

16 評価項目及び評価基準

別紙2「評価基準書」のとおりとする。

17 契約方法

提出された企画提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、市と優先交渉権者にて契約内容の協議を経て、改めて見積書を提出後、契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を行うものとする。

契約締結後において、受託者に本提案における失格事由（「5 参加資格等」に掲げる要件を一つでも満たさないこととなる事由をいう。）、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合、市は契約を解除できるものとする。

18 配布資料等

印刷物での配布は行わないため、富士市ウェブサイトからダウンロードすること。

富士市ウェブサイト URL

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/index.html>

19 その他

- (1) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (2) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係るすべての費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。